

一般廃棄物処理計画について

1 一般廃棄物処理計画について

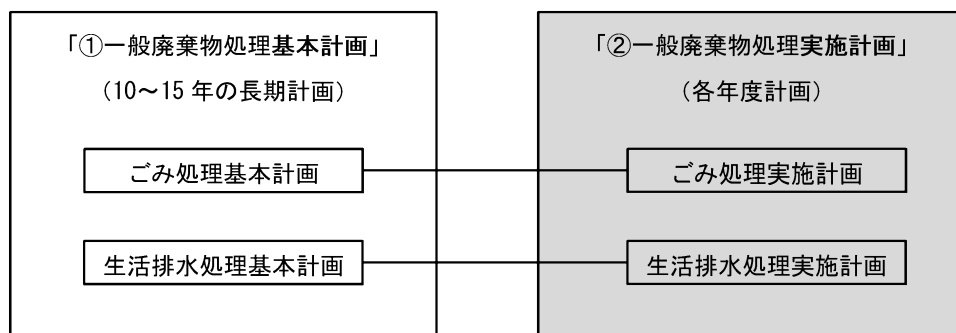
市町村は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する「一般廃棄物処理計画」として、「基本計画」及び「実施計画」を定めなければならない（構成は「ごみ処理に関する計画」と「生活排水処理に関する計画」から成る）。

【一般廃棄物処理計画の構成】

一般廃棄物処理計画は、

- ① 10～15年の長期的視点に立った基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）
- ② 基本計画に基づき年度ごとに定める計画（一般廃棄物処理実施計画）

から構成される



(1) 基本計画について

- ・ 一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするもの
- ・ 社会・経済情勢、一般廃棄物の発生見込み等を踏まえ、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について検討するもの
- ・ 適切な処理を実施するための総合的かつ具体的な施策を体系化したもの

【宇都宮市一般廃棄物処理基本計画（令和3年3月策定）】

ア 位置づけ

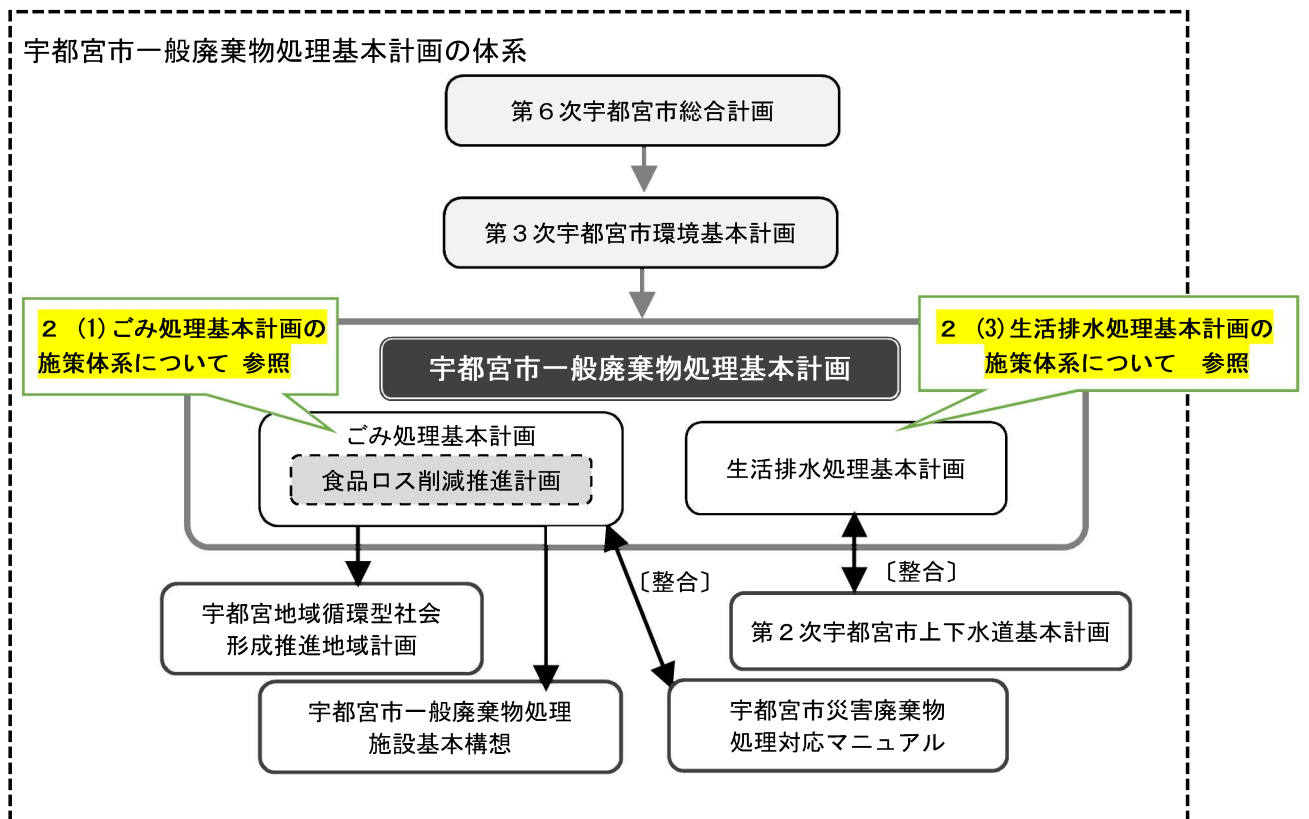
- ・ 本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」や環境行政上の総合計画である「第3次宇都宮市環境基本計画」を上位計画としており、これらの計画及びその他関連計画と整合を図る。
- ・ 本計画に掲げた取組を着実に推進することで、SDGsの目標の達成に貢献し、持続可能なまちを目指す。

イ 計画期間

15か年（令和3年度から令和17年度）

ウ 策定時期

5年ごとに改定



【本計画と関係が深いSDGsの目標】

目標 6 安全な水とトイレを世界中に
 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
 目標 11 住み続けられるまちづくりを
 目標 12 つくる責任 つかう責任
 目標 13 気候変動に具体的な対策を
 目標 14 海の豊かさを守ろう
 目標 15 陸の豊かさも守ろう

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

(2) 実施計画について

現状の施策事業の取組状況等を踏まえ、当該年度の施策事業及びごみを適正に分別・収集・処理・処分するための具体的な取組を定めるもの

また、同様に生活排水処理施設の整備や接続状況を予測し、生活排水を適正に処理するための具体的な取組を定めるもの

【宇都宮市一般廃棄物処理実施計画】

ア 計画期間

1 か年（4月1日から）

イ 策定期間

2 月（毎年度末までに、次年度計画を策定）

ウ 構成

- ・ 基本指標の目標値
- ・ 一般廃棄物の排出状況等
- ・ 施策事業の取組
- ・ 収集運搬・中間処理・最終処分体制

2 各基本計画の施策体系について

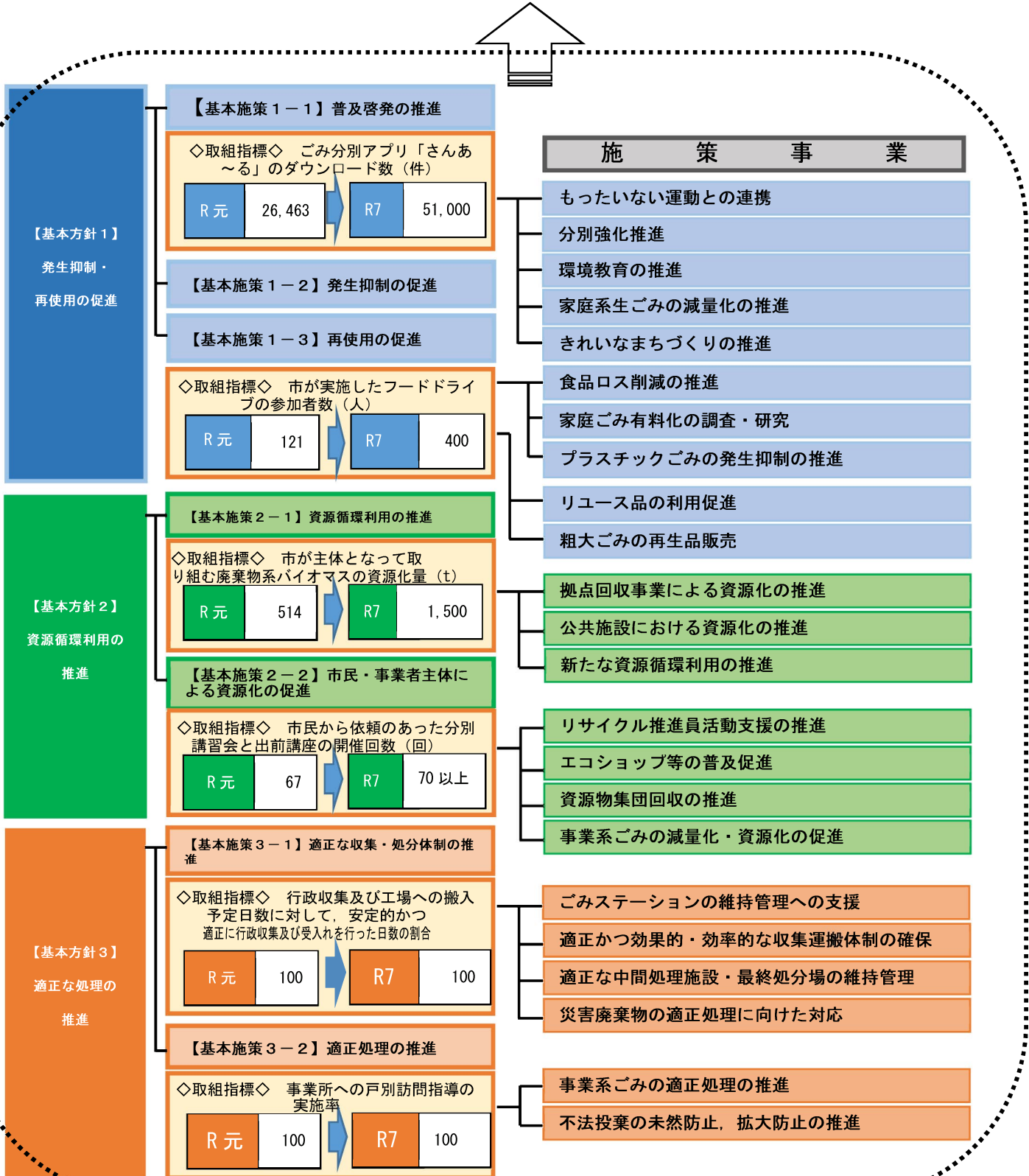
(1) ごみ処理基本計画の施策体系について

【基本指標 1】
一人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源物以外）

【基本指標 2】
事業系ごみ排出量（資源物以外）

【基本指標 3】
最終処分量（埋立量）

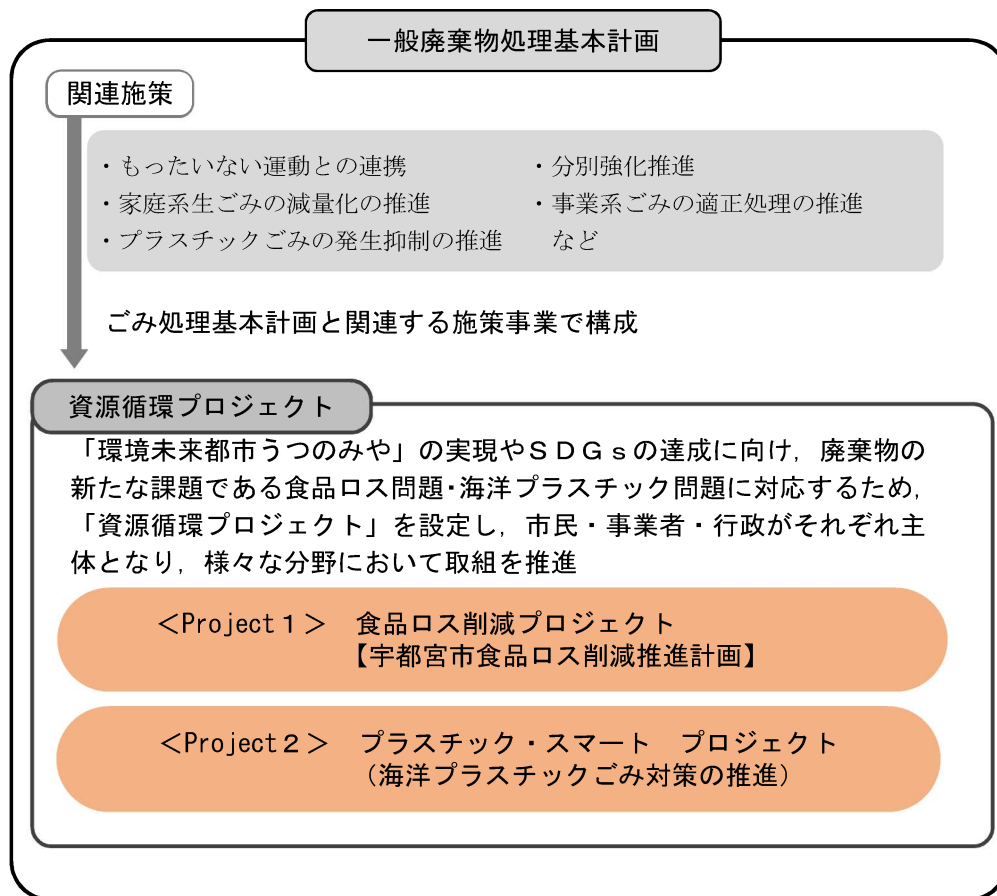
各施策事業の取組を実施し、3つの基本指標の目標値(令和7年度)達成を目指していく。



(2) 資源循環プロジェクトについて

国際的な課題となっている「食品ロス問題」や「海洋プラスチックごみ問題」に対応するため、ごみ処理基本計画と関連する施策事業で構成した「Project 1 食品ロス削減プロジェクト」、「Project 2 プラスチック・スマートプロジェクト（海洋プラスチックごみ対策の推進）」を資源循環プロジェクトとして位置付けたもの。市民・事業者・行政がそれぞれ主体となり、連携して課題への取組を推進していくこととしている。

※各施策事業と資源循環プロジェクトとの関係については別紙1（1番右端の欄）
若しくは別冊（P7～P16）参照



(3) 生活排水基本計画の施策体系について

【基本指標 1】
生活排水処理人口普及率

【基本指標 2】
生活排水処理率

各施策事業の取組を実施し、2つの基本指標の目標値(令和7年度)達成を目指していく。

